（事業報告書の提出期限の承認の手続等）

第二百四十六条の三十四　［略］

［2～4　略］

5　第一項の承認申請書、第二項各号に掲げる書類及び前項の書類（海外投資家等特例業務届出者に係るものに限る。）は、英語で記載することができる。

（説明書類の縦覧期限の承認の手続等）

第二百四十六条の三十六　［略］

［2～4　略］

5　第一項の承認申請書、第二項各号に掲げる書類及び前項の書類（海外投資家等特例業務届出者に係るものに限る。）は、英語で記載することができる。

［条を削る。］

（事業報告書の提出期限の承認の手続等）

第二百四十六条の三十四　［同上］

［2～4　同上］

5　第一項の承認申請書、第二項各号に掲げる書類及び前項の書類（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、英語で記載することができる。

（説明書類の縦覧期限の承認の手続等）

第二百四十六条の三十六　［同上］

［2～4　同上］

5　第一項の承認申請書、第二項各号に掲げる書類及び前項の書類（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、英語で記載することができる。

（英語による提出書類の作成等に関する特例）

第三百五十条　次の各号に掲げる書類のうち、その内容その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものは、当該各号に定める様式に準じて英語で作成することができる。

一　第五条の登録申請書　別紙様式第一号

二　第二十条第一項の書面　別紙様式第一号

三　第二十二条第一項の変更登録申請書　別紙様式第一号

四　第二十五条第一項の供託届出書　別紙様式第二号

五　第二十七条第一項の保証契約締結届出書　別紙様式第三号

六　第二十七条第二項の保証契約変更承認申請書　別紙様式第四号

七　第二十七条第二項の保証契約解除承認申請書　別紙様式第五号

八　第二十七条第四項の保証契約変更届出書　別紙様式第六号

九　第二十七条第四項の保証契約解除届出書　別紙様式第七号

十　第三十六条（第三十九条において準用する場合を含む。次項第八号において同じ。）の対象議決権保有届出書　別紙様式第八号

十一　第三十八条の二の届出書　別紙様式第八号の二

十二　第三十八条の五の届出書　別紙様式第八号の三

十三　第百八十二条第一項の事業報告書　別紙様式第十二号

十四　第百八十三条第一項の説明書類　別紙様式第十五号の二

十五　第二百四十四条第一項の届出書　別紙様式第二十一号

十六　第二百四十四条の二の書面　別紙様式第二十一号

2　次に掲げる書類のうち、その内容その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものは、英語で記載することができる。

一　第五条の登録申請書に添付すべき書類

二　第二十条第一項の届出書及び同項各号に定める書類

三　第二十一条の届出書及び書類

四　第二十二条第二項の書面及び同項各号に掲げる書類

五　第二十五条第二項の届出書

六　第二十七条第一項の保証契約締結届出書並びに同条第四項の保証契約変更届出書及び保証契約解除届出書に添付すべき書類